「辻よし子と歩む会」通信 24 号　2018 年 1 月 12 日発行

HP「辻よし子と歩む会」で検索
FB、ツイッターもやっています！

辻よし子と歩む会

「辻よし子と歩む会」
〒 190-0154
あきる野市高尾 182-1 佐橋方
電話＆ FAX：042-596-4569
e-mail：kusasigi@nifty.com
共同代表：柏倉倫子・岩田純子

小さな声に耳をすまし、大きな力にひるまず、コツコツと手作りの政治を！

通り一遍の答弁で大丈夫！？
～ 12 月議会の一般質問を傍聴して～

子育てに翻弄される日々の中、私達親子が毎月楽しみにしている「川原で遊ぼう会」でお世話になっている辻さんの質問を傍聴してみたい！一心で、初めて議会に足を運びました。

最初の質問は、今年 1 月 1 日に施行された「生物多様性保全条例」についてで、オオタカ等を例に挙げ、辻さんらしくより踏み込んだ具体的な仕組み作りの提案でした。市民に広め、専門家の手を借り、早期に実行に移すべきである、その通り！と思いましたが、現実にはスピーディーには進まないものなのでしょうか。

次に、以前から質問している「汚水整備計画」について、やはり提案型の質問がなされました。報告書の修正問題では、答弁の中で反省のコメントもありましたが、お役所仕事感は否めません。

今回辻さんは独自の資料の提出や、先進的に取り組んでいる他市の視察を行っていて、大変勉強されているなと感心しました。質問には概ね「前向きに検討する」主旨の答弁でしたが、どこか型通りであたりさわりのない印象を受け、温度差を感じました。

市が抱える債務約 600 億のうち、約 3 分の 1 は下水道事業という事実に驚き、確実に最適な方向に進めていくことを強く望みます。

私のようにきっかけは何でも、少しでも多くの市民が市政に関心を向け、耳を傾けることで、辻さんのような市民の目線で物申してくれる市民派議員さんが活躍できるのではないでしょうか。

（M・E　雨間在住）

またまた

議員のボーナス、引き上げ！
～もっと市民感覚に添った議会にしようよ～

12 月議会の初日。市議会議員のボーナス引き上げの議案が提出されました。辻さんが議員になってから、3 年連続です。今回も辻さんは、きちんとした理由を述べて反対しました。けれど、何の意見も言わない自民・公明議員の賛成で、またもボーナスは引き上げられました。

そもそも議員は、一般の職員と違い、毎日決まった時間に出勤するわけではありません。定例会や特別の委員会の他は、特に決められた仕事はなく、家業をしていることもＯＫという、非常勤の特別職。それでも毎月 43 万円超の給料をもらっています。だから、ボーナスがあること自体がおかしいという意見も多いのです。

もちろん、調査研究や市民との対話など、会議以外でも、議員に必要な仕事はあるでしょう。けれど、借金が多く、多摩地区では一番財政的に厳しいと言われるあきる野市の議員が、バブル期そのままの、一般職より 20%も多く加算されたボーナスを、毎年上げ続けることに何の疑問も、ためらいもないのでしょうか。

今回のボーナス引き上げに使われるのは 100 万円超。その分を、例えば、現在たった一人で市内全校に対応しているスクールソーシャルワーカー（問題を抱える学童の相談、支援をする人）の予算に回せば、4 人で対応できる計算になります。限られた予算である以上、そういう有効な使い方をするような、市民感覚に添った議会に変えていきましょう。辻さんと力を合わせて。

（S・K　高尾在住）

議会 mini リポート
by 辻よし子

地方自治は進んでいるか？

～自分たちのことは自分たちで決める～

市議会に入って改めて感じることは、地方自治とは名ばかりではないかということです。市長から出される議案の多くは、市のオリジナルではなく、国の制度改革に伴った条例改正。予算に目を向ければ、地方交付税や国の補助金などに中央集権的な色彩が色濃く出ています。もちろん、国の政策において地方自治体の裁量に任されている部分もありますが、実際には思い切った市独自の路線が示されることはなく、国が示した「標準」に従ったものがほとんどです。あきる野市民にとって本当に必要な制度なのか？　あきる野市の財政状況から考えて、本当にこれでいいのか？　と疑問に感じることが少なくありません。マイナンバーカードのコンビニ交付、選挙運動の公費負担の引き上げ、ふるさと納税、地方交付税におけるトップランナー方式、議員の期末手当の引き上げ……等々。

一方、議会では国から下りてくるこうした政策案に対して、政権与党に所属する議員がたいてい賛成に回るため、すんなりと可決されてしまいます。自分たちの市にとってどうなのかという視点で、十分な審議が尽くされることがありません。私のように疑問を感じる側が問題を投げかけ、反対討論をしても、なぜか賛成する側が討論に立つことは滅多にありません。

地方自治の基本は、自分たちのことは自分たちで決め、自分たちが責任を持つ、ということです。寄らば大樹の陰では、地方自治は実現しません。その意味で、地方議会にも、お任せ民主主義からの脱却が必要なのではないでしょうか。　　（辻よし子）

辻よし子・プロフィール

1960 年生まれ。小学校教員を経て、ボランティアとしてタイの農村教育に関わる。1995 年よりあきる野市に暮らす。「川原で遊ぼう会」を中心に、市内の環境保全活動に取り組む。3.11 以後、新たに脱原発の市民活動を始める。2015 年 10 月の補欠選挙で市議に当選。現在、2 期目。家族は夫と大 2、高 1 の息子、ネコ 1 匹。草花在住。

在日外国人と憲法

～日本国憲法の光と影～

〝憲法７０年企画の会・あきる野″の自主企画として、11 月 25 日、「在日外国人と憲法」と題して集会を開きました。在日外国人、とりわけ、日本の植民地であった朝鮮・台湾の人たちは、現在の日本国憲法に対して日本人とは違った見方をしています。この点について、あきる野市在住の私とＳさんが以下のような報告と問題提起を行いました。

まず、戦前、植民地であった朝鮮・台湾の人たちは日本国籍をもっていたこと。それが、1947 年 5 月 3 日の新憲法施行の前日、昭和天皇の「朝鮮人・台湾人は当分の間、外国人とみなす」という最後の勅令が出され、「外国人登録証明書」の携帯・呈示が義務づけられたこと。そして、1952 年 4 月 28 日のサンフランシスコ講和条約発効によって日本が独立すると同時に、本人の意志確認のないままに国籍を剥奪され、無権利状態に置かれたこと。また、新憲法制定時に、マッカーサー憲法草案にあった「外国人の人権条項」が削除され、条文中の「All natural persons（すべての自然人）」という主語も「すべて国民」に変えられてしまったこと。さらに、国民年金法、児童扶養手当法など様々な社会保障の法律に国籍条項が設けられ、1979 年に国際人権規約、1982 年に難民条約を日本政府が批准するまで、在日朝鮮人・台湾人は公的な差別の下に置かれたこと……。

このように、戦後日本の憲法体制は、法の下の平等―内外人平等の原則という基本的人権意識を欠いたまま出発しており、それが在日朝鮮人・台湾人に苛酷な生活を強いてきました。日本国憲法の素晴らしさ、いわば「光」の部分を語るとき、一方でこのような「影」も見る必要があるのではないでしょうか。

（T・K　草花在住）

「辻よし子と歩む会」
会員募集中！
年会費 :1,000 円（カンパ歓迎！）
郵便振替
加入者名　辻よし子と歩む会
口座番号　00140-9-430053
ゆうちょ銀行（店番）〇一九（ゼロイチキュウ）店（019）
当座　0430053

HP をご覧ください！